

原子力発第13096号
平成25年 6月12日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安
規定変更認可申請の時期に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安規定変更認可申請の時期に関して、平成25年6月12日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

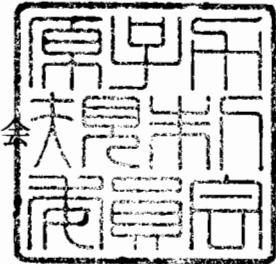
敬 具



原管P発第 1306121 号
平成 25 年 6 月 12 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

原子力規制委員会



実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安
規定変更認可申請の時期について（指示）

実用発電用原子炉施設における高経年化対策に係る保安規定変更認可申請の
時期について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-10b-13-002）
のとおり実用発電用原子炉を設置する者に対して指示することといたしました。
つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするようお願い
いたします。

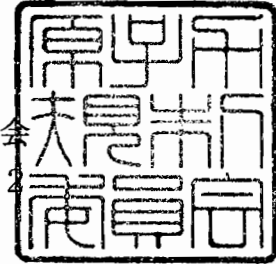
原管P発第 1306121 号

平成 25 年 6 月 12 日

実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安
規定変更認可申請の時期について（指示）

原子力規制委員会

NRA-10b-13-002



原子力規制委員会は、平成 25 年 1 月 23 日付け「実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの申請に係る当面の取扱いについて（指示）」（原管P発第 130121001 号、NRA-10b-13-001）において、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行日（平成 24 年 9 月 19 日から起算して 10 月を超えない範囲内において政令で定める日。以下「改正法施行日」という。）までに、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき実用炉規則第 11 条の 2 に規定する長期保守管理方針に係る保安規定変更認可申請を予定している者について、当該申請の時期を改めて指示するとしたが、当該保安規定変更認可申請の時期については、以下のとおりとする。

記

1. 実用炉規則第 11 条の 2 第 1 項に規定する長期保守管理方針に係る保安規定の変更の認可の申請について、実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドライン（平成 20・10・17 原院第 3 号（平成 20 年 10 月 22 日原子力安全・保安院制定、平成 23 年 5 月 6 日最終改正）。以下「高経年化対策実施ガイドライン」という。）4. 3①に規定する申請期間の末日が、改正法施行日の前となる原子炉については、当該申請時期を、改正法施行日から運転開始以後 30 年を経過する日の 6 月前までの間とする。

2. 実用炉規則第 11 条の 2 第 2 項に規定する長期保守管理方針に係る保安規

定の変更の認可の申請について、高経年化対策実施ガイドライン4.3①に規定する申請期間の末日が、改正法施行日の前となる原子炉については、当該申請時期を、改正法施行日から運転開始以後40年を経過する日の6月前までの間とする。

3. 1. 又は2. のいずれにも該当しない原子炉に係る原子炉施設についての
実用炉規則第11条の2に規定する長期保守管理方針に係る保安規定の変更の認可の申請時期は、今後改正法施行日までに制定するガイドラインの規定によることとする。

以上